

障害者自立支援法施行条例

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定に係る要件
（第二条）
- 第三章 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
 - 第一節 総則（第三条・第四条）
 - 第二節 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護
 - 第一款 基本方針（第五条）
 - 第二款 人員に関する基準（第六条―第八条）
 - 第三款 設備に関する基準（第九条）
 - 第四款 運営に関する基準（第十条―第四十四条）
 - 第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十五条―第四十九条）
 - 第三節 療養介護
 - 第一款 基本方針（第五十条）
 - 第二款 人員に関する基準（第五十一条・第五十二条）
 - 第三款 設備に関する基準（第五十三条）
 - 第四款 運営に関する基準（第五十四条―第七十八条）
 - 第四節 生活介護
 - 第一款 基本方針（第七十九条）
 - 第二款 人員に関する基準（第八十条―第八十二条）
 - 第三款 設備に関する基準（第八十三条）
 - 第四款 運営に関する基準（第八十四条―第九十五条）
 - 第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十六条―第九十八条）
 - 第五節 短期入所
 - 第一款 基本方針（第九十九条）
 - 第二款 人員に関する基準（第一百条・第一百一条）
 - 第三款 設備に関する基準（第一百二条）
 - 第四款 運営に関する基準（第一百三―第一百十条）
 - 第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百一一条・第一百一十二条）
 - 第六節 重度障害者等包括支援
 - 第一款 基本方針（第一百三条）
 - 第二款 人員に関する基準（第一百四―第一百五）
 - 第三款 設備に関する基準（第十六条）

第四款 運営に関する基準（第一百七十七条―第二百二十三条）

第七節 共同生活介護

第一款 基本方針（第二百二十四条）

第二款 人員に関する基準（第二百五条・第二百二十六条）

第三款 設備に関する基準（第二百二十七条）

第四款 運営に関する基準（第二百二十八条―第四百一条）

第八節 自立訓練（機能訓練）

第一款 基本方針（第四百十二条）

第二款 人員に関する基準（第四百十三条・第四百十四条）

第三款 設備に関する基準（第四百十五条）

第四款 運営に関する基準（第四百十六条―第四百九条）

第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第五十条・第五十一

条）

第九節 自立訓練（生活訓練）

第一款 基本方針（第五百十二条）

第二款 人員に関する基準（第五百十三条・第五百十四条）

第三款 設備に関する基準（第五百十五条）

第四款 運営に関する基準（第五百十六条―第五百九条）

第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第六十条・第六十一

条）

第十節 就労移行支援

第一款 基本方針（第六十二条）

第二款 人員に関する基準（第六十三条―第六十五条）

第三款 設備に関する基準（第六十六条・第六十七条）

第四款 運営に関する基準（第六十八条―第七十二条）

第十一節 就労継続支援A型

第一款 基本方針（第七十三条）

第二款 人員に関する基準（第七十四条・第七十五条）

第三款 設備に関する基準（第七十六条）

第四款 運営に関する基準（第七十七条―第八十五条）

第十二節 就労継続支援B型

第一款 基本方針（第八十六条）

第二款 人員に関する基準（第八十七条）

第三款 設備に関する基準（第八十八条）

第四款 運営に関する基準（第八十九条・第九十条）

第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十一条―第九十条）

第十三節 共同生活援助

第一款 基本方針（第九十五条）

第二款 人員に関する基準（第九十六条・第九十七条）

第三款 設備に関する基準（第九十八条）

第四款 運営に関する基準（第九十九条―第一百一条）

第十四節 多機能型に関する特例（第二百二条・第二百三条）

第十五節 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第二百四条・第二百五条）

第十六節 振興山村その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する

基準（第二百六条―第一百条）

第四章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 総則（第二百十一条・第二百二条）

第二節 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第一款 人員に関する基準（第二百三条―第一百六条）

第二款 設備に関する基準（第二百七条・第二百八条）

第三款 運営に関する基準（第二百九条―第一百六十九条）

第五章 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準

第一節 総則（第二百七十条・第二百七十一条）

第二節 療養介護（第二百七十二条―第三百条）

第三節 生活介護（第三百一条―第三百八条）

第四節 自立訓練（機能訓練）（第三百九条―第二百二十三条）

第五節 自立訓練（生活訓練）（第二百二十四条―第二百二十八条）

第六節 就労移行支援（第三百二十九条―第三百三十七条）

第七節 就労継続支援A型（第三百三十八条―第三百五十二条）

第八節 就労継続支援B型（第三百五十三条―第三百五十五条）

第九節 多機能型に関する特例（第三百五十六条―第三百五十八条）

第六章 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（第三百五十九条―第三百七十六条）

第七章 福祉ホームの設備及び運営に関する基準（第三百七十七条―第三百九十条）

第八章 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

第一節 総則（第三百九十三条・第三百九十四条）

第二節 設備及び運営に関する基準（第三百九十五条―第四百三十六条）

附則

第一章 総則

第一条から第七十八条まで略

第四節 生活介護

第一款 基本方針

第七十九条 生活介護に係る指定障害福祉サービス（次款及び第三款において「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第二条の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第八十条 指定生活介護の事業を行う者（第四款及び第二百二十三条第一項において「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第七十八条に規定する基準の例によることとする。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第八十一条 指定生活介護事業所に従たる事業所を設置する場合における特例に係る基準は、省令第七十九条に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第八十二条 第五十二条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、同条中「第五十一条」とあるのは、「第八十条において準用する省令第五十一条」と読み替えるものとする。

第三款 設備に関する基準

（設備）

第八十三条 指定生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、静養室、医務室及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とすること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

五 静養室 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

六 医務室 治療に必要な機械器具等を備えること。

3 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 第一項に規定する静養室及び医務室は、それぞれに必要な設備及び機械器具等を備えることができる場合は、兼用することができる。

5 第一項に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四款 運営に関する基準

第八十四条から第五十一条まで略

第九節 自立訓練（生活訓練）

第一款 基本方針

第五十二条 自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス（以下この節において「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して、施行規則第六条の六第二号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第五十三条 指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（第四款及び第二百二十三条第一項において「指定自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第百六十六条に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第五十四条 第五十二条及び第八十一条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第五十二条中「第五十一条」とあるのは「第六十七条において準用する省令第五十一条」と、第八十一条中「第七十九条」とあるのは「第六十七条において準用する省令第七十九条」と読み替えるものとする。

第三款 設備に関する基準

（設備）

第五十五条 指定自立訓練（生活訓練）事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、静養室及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ **一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とすること。**

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

五 静養室 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

3 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下この節において同じ。）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、第一項に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、その基準は、次のとおりとする。ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。

ロ 省令第六十八条第三項第一号ロに掲げる基準を満たしていること。

二 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

4 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第一項及び第三項に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四款 運営に関する基準

（サービスの提供の記録）

第二百五十六条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）を提供した際は、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練（生活訓練）の提供の都度記録しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前二項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立訓練（生活訓練）を提供したことについて確認を受けなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第一百五十七条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生

活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第一項及び第二項の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

5 第三項第一号及び前項第一号から第三号までに掲げる費用については、省令第一百七十条第五項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

6 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第一項から第四項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

7 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第三項及び第四項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（記録の整備）

第一百五十八条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者、設備、備品及び会計

に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第六十条第一項の規定により作成する自立訓練（生活訓練）計画

二 第二百五十六条第一項及び第二項に規定するサービスの提供の記録

三 次条において準用する第九十条に規定する市町村への通知に係る記録

四 省令第七十一条において準用する省令第七十三条第二項に規定する身体拘束等の記録

五 次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 省令第七十一条において準用する省令第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第二百五十九条 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条、第七十六条、第八十八条から第九十四条まで、第三百十一条、第四百七条及び第四百八条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第一百五十七条第一項から第四項まで」と、第二十三条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十一条において準用する省令第二十二条の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第一百五十七条第二項」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十条」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第一百五十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第一百五十九条において準用する前条」と、第七十五

条中「第七十三条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第七十三条」と、第九十一条中「第九十四条」とあるのは「第五十九条において準用する第九十四条」と、第九十四条中「前条」とあるのは「第五十九条において準用する前条」と、第三十一条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十一条において準用する省令第一百四十四条の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と、第四十七条中「第六十条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第六十条」と読み替えるものとする。

第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第六十条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第二百六条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。次条において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第七十二条に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第六十一条 第四十六条第二項から第六項までの規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第十節 就労移行支援

第六十二条から第七十二条まで略

第十一節 就労継続支援A型

第一款 基本方針

第七十三条 就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（次款及び第四款において「指定就労継続支援A型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら施行規則第六条の十第一号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第七十四条 指定就労継続支援A型の事業を行う者（第四款において「指定就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第八十六条に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第七十五条 第五十二条及び第八十一条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第五十二条中「第五十一条」とあるのは「第八十七条において準用する省令第五十一条」と、第八十一条中「第七十九条」とあるのは「第八十七条において準用する省令第七十九条」と読み替えるものとする。

第三款 設備に関する基準

（設備）

第七十六条 指定就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、静養室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とする。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

五 静養室 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

3 第一項に規定する訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

4 第一項に規定する相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者への支障に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第一項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支障に支障がない場合は、この限りでない。

第四款 運営に関する基準

(実施主体)

第七十七条 実施主体に係る基準は、省令第八十九条に規定する基準の例によることとする。

(雇用契約の締結等)

第七十八条 雇用契約の締結等に係る基準は、省令第九十条に規定する基準の例によることとする。

(就労)

第七十九条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

(賃金及び工賃)

第八十条 賃金及び工賃に係る基準は、省令第九十二条に規定する基準の例に

よることとする。

(実習の実施)

第八十一条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第八十五条において準用する第六十条の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第八十二条 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第八十三条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第八十四条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- 一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数
- 二 利用定員が二十人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれか多い数
- 三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

第八十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十八条から第九十四条まで、第四百四十六条、第四百四十七条及び第百

七十一条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第九十七条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第九十七条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第四百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第四百四十六条第二項」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第九十七条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第九十七条において準用する省令第四十条」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第八十五条において準用する前条」と、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第九十七条において準用する省令第七十三条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第八十五条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第九十七条において準用する省令第七十三条第二項」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第八十五条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第九十七条」と、第九十一条中「第九十四条」とあるのは「第八十五条において準用する第九十四条」と、第九十四条中「前条」とあるのは「第八十五条において準用する前条」と、第四百七条中「第六十条」とあるのは「第九十七条において準用する省令第六十条」と読み替えるものとする。

第十二節 就労継続支援B型

第一款 基本方針

第八十六条 就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス（以下この節、第二百二条及び第二百二十三条において「指定就労継続支援B型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

(準用)

第八十七條 第五十二條、第八十一條及び第七十四條の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第五十二條中「第五十一條」とあるのは「第九十九條において準用する省令第五十一條」と、第八十一條中「第七十九條」とあるのは「第九十九條において準用する省令第七十九條」と、第七十四條中「第八十六條」とあるのは「第九十九條において準用する省令第八十六條」と読み替えるものとする。

第三款 設備に関する基準

(準用)

第八十八條 **第七十六條の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。**

第四款 運営に関する基準

(工賃の支払等)

第八十九條 工賃の支払等に係る基準は、省令第二百一條に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第九十條 第十條から第十八條まで、第二十條、第二十一條、第二十三條、第二十四條、第二十九條、第三十七條から第四十二條まで、第五十九條から第六十二條まで、第六十八條、第七十條から第七十二條まで、第七十五條から第七十七條まで、第八十六條、第八十八條から第九十四條まで、第四十六條、第四十七條及び第八十一條から第八十三條までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十條中「第九條」とあるのは「第二百二條において準用する省令第九條」と、第十二條中「第十一條」とあるのは「第二百二條において準用する省令第十一條」と、第二十一條第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十條において準用する省令第四十六條第一項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第九十條において準用する省令第四十六條第二項」と、第三十七條中「第三十六條」とあるのは「第二百二條において準用する省令第三十六條」と、第四十一條中「第四十條」とあるのは「第二百二條において準用する省令第四十條」と、第五十九條第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十條において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十一條中「前条」とあるのは「第九十條において準用する前条」と、第七十五條中「第七十三條」とあるのは「第二百二條において準用する省令第七十三條」と、第七十七條第二項第一号中「第六十條第一項」

とあるのは「第百九十条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第百九十条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第二百二条において準用する省令第七十三条第二項」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第百九十条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百二条」と、第九十一条中「第九十四条」とあるのは「第百九十条において準用する第九十四条」と、第九十四条中「前条」とあるのは「第百九十条において準用する前条」と、第百四十七条中「第百六十一条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第百六十条」と、第百八十一条第一項中「第百八十五条」とあるのは「第百九十条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準

第百九十一条から第二百十条まで略

第四章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 総則

(定義)

第二百十一条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法、施行令、施行規則及び障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、

設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定障害者支援施設等の一般原則）

第二百十二条 指定障害者支援施設等は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第二百二十五条第一項において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、利用者の安全を確保するため、事故の防止に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第一款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第二百十三条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第四条に規定する基準の例によることとする。

（従業者の員数に関する特例）

第二百十四条 指定障害者支援施設等の従業者の員数に関する特例に係る基準は、省令第四条の二に規定する基準の例によることとする。

（複数の昼間実施サービスをを行う場合における従業者の員数）

第二百十五条 指定障害者支援施設等が複数の昼間実施サービスをを行う場合における従業者の員数に係る基準は、省令第五条に規定する基準の例によることとする。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第二百十六条 指定障害者支援施設等に従たる事業所を設置する場合における特例に係る基準は、省令第五条の二に規定する基準の例によることとする。

第二款 設備に関する基準

（設備）

第二百十七条 指定障害者支援施設等は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、静養室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければ

ならない。

2 指定障害者支援施設等の設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

ロ **一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とする**こと。

ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 省令第六条第二項第二号ハに掲げる基準を満たしていること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ヘ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ト ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

七 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

八 廊下幅

イ 一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に

支障がないようにしなければならないこと。

九 静養室 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

3 指定障害者支援施設等が生活介護又は自立訓練（機能訓練）を行う場合の設備の基準は、前項に規定するほか、治療に必要な機械器具等を備えている医務室を有することとする。

4 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、第二項に規定するほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

5 第一項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

6 第一項に規定する静養室及び第三項に規定する医務室については、それぞれに必要な設備及び機械器具等を備えることができる場合は、兼用することができる。

（設備に関する特例）

第二百十八条 指定障害者支援施設等が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。）に係る指定障害児入所施設等（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第 号）第九十六条の設備に係る基準を満たすことをもって、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。

第三款 運営に関する基準

第二百十九条から第二百条まで略

第三節 生活介護

(基本方針)

第三百一条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第二条の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(構造設備)

第三百二条 生活介護の事業を行う者（以下この節において「生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「生活介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(管理者の資格要件)

第三百三条 生活介護事業所の管理者の資格要件に係る基準は、省令第三十五条に規定する基準の例によることとする。

(運営規程)

第三百四条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域（生活介護事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。第三百九条において同じ。）
- 七 サービスの利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十二 その他運営に関する重要事項

（規模）

第三百五条 生活介護事業所は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、振興山村その他の地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所については、十人以上とすることができる。

（設備の基準）

第三百六条 生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、静養室、医務室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とすること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

五 静養室 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

六 医務室 治療に必要な機械器具等を備えること。

3 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 第一項に規定する静養室及び医務室は、それぞれに必要な設備及び機械器具等を備えることができる場合、兼用することができる。

5 第一項に規定する設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の配置の基準)

第三百七条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員の配置の基準は、省令第三十九条に規定する基準の例によることとする。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第三百八条 生活介護事業所に従たる事業所を設置する場合における特例に係る基準は、省令第四十条に規定する基準の例によることとする。

(サービス提供困難時の対応)

第三百九条 生活介護事業者は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(介護)

第三百十条 介護に係る基準は、省令第四十二条に規定する基準の例によることとする。

(生産活動)

第三百十一条 生活介護事業者は、生産活動の機会に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 生活介護事業者は、生産活動の機会に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 生活介護事業者は、生産活動の機会に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

第三百十二条 工賃の支払に係る基準は、省令第四十四条に規定する基準の例によ

ることとする。

(食事)

第三百十三条 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

第三百十四条 生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(緊急時等の対応)

第三百十五条 職員は、現に生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第三百十六条 生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第三百十七条 生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(準用)

第三百十八条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「第二百八十五条第一項」とあるのは「第三百十八条に

において準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二十八条第二項」とあるのは「第三百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百零八条において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第二百八十六条中「前条」とあるのは「第三百八条において準用する前条」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十二条」と読み替えるものとする。

第四節 自立訓練（機能訓練）

（基本方針）

第三百十九条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して、施行規則第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものではない。

（職員の配置の基準）

第三百二十条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（第三百二十二条において「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員の配置の基準は、省令第五十二条に規定する基準の例によることとする。

（訓練）

第三百二十一条 訓練に係る基準は、省令第五十三条に規定する基準の例によることとする。

（地域生活への移行のための支援）

第三百二十二条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第三百三十一条に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は

社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

(準用)

第三百二十三条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条まで、第三百二条から第三百六条まで、第三百八条、第三百九条及び第三百十三条から第三百七条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「第二百八十五条第三項」とあるのは「第三百二十三条において準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百二十三条において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百二十三条において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第二百八十六条中「前条」とあるのは「第三百二十三条において準用する前条」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第三十二条」と、第三百三条中「第三十五条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第三十五条」と、第三百八条中「第四十条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第四十条」と読み替えるものとする。

第五節 自立訓練（生活訓練）

(基本方針)

第三百二十四条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して、施行規則第六条の六第二号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(規模)

第三百二十五条 自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（第三百二十七条において「自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自

立訓練（生活訓練）事業所」という。）は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、振興山村その他の地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練のみを行うものを除く。）については、十人以上とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う自立訓練（生活訓練）事業所は、宿泊型自立訓練に係る十人以上の人員及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）に係る二十人以上（前項ただし書の知事が認める地域において事業を行うものにあつては、十人以上）の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。（設備の基準）

第三百二十六条 自立訓練（生活訓練）事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、静養室及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練（生活訓練）事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とすること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

五 静養室 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

3 宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、第一項に規定する設備のほか、居室及び浴室を備えるものとし、その基準は、次のとおりとする。ただし、宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。

ロ 省令第五十八条第三項第一号ロに掲げる基準を満たしていること。

二 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

4 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、

兼用することができる。

5 第一項及び第三項に規定する設備は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所（次項において「宿泊型自立訓練事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。同項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

7 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（職員の配置の基準）

第三百二十七条 自立訓練（生活訓練）事業者が自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき職員の配置の基準は、省令第五十九条に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第三百二十八条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条まで、第三百二条から第三百四条まで、第三百八条、第三百九条、第三百十三条から第三百七条まで、第三百二十一条及び第三百二十二条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「第二百八十五条第一項」とあるのは「第三百二十八条において

準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百二十八条において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百二十八条において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第二百八十六条中「前条」とあるのは「第三百二十八条において準用する前条」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第三十二条」と、第三百二条中「第三十五条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第三十五条」と、第三百八条中「第四十条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第四十条」と、第三百二十一条中「第五十三条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十三条」と読み替えるものとする。

第六節 就労移行支援

（基本方針）

第三百二十九条 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の九に規定する者に対して、施行規則第六条の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（認定就労移行支援事業所の設備）

第三百三十条 第三百三十七条において準用する第三百六条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として認定されている次条に規定する就労移行支援事業所（第三百三十二条及び第三百五十六条第一項第一号において「認定就労移行支援事業所」という。）の設備の基準は、同令の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

（職員の配置の基準）

第三百三十一条 就労移行支援の事業を行う者（以下この節において「就労移行支

援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)に置くべき職員の配置の基準は、省令第六十四条に規定する基準の例によることとする。

(認定就労移行支援事業所の職員の員数)

第三百三十二条 認定就労移行支援事業所の職員の員数に係る基準は、省令第六十条に規定する基準の例によることとする。

(実習の実施)

第三百三十三条 就労移行支援事業者は、利用者が第三百三十七条において準用する第二百八十五条の就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第三百三十四条 就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第三百三十五条 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

第三百三十六条 就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

(準用)

第三百三十七条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条まで、第三百二条から第三百五条まで、第三百六条(第二項第六号及び第四項を除く。)、第三百八条、第三百九条、第三百十一条から第三百七条まで及び第三百二十一条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「第二百八十五条第一項」とあるのは「第三百三十七条において準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」と

あるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第七十条において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百三十七条において準用する省令第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第七十条において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百三十七条において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第二百八十六条中「前条」とあるのは「第三百三十七条において準用する前条」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第七十条において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第七十条において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第七十条において準用する省令第三十二条」と、第三百三条中「第三十五条」とあるのは「第七十条において準用する省令第三十五条」と、第三百五条ただし書中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と、第三百六条第一項中「静養室、医務室」とあるのは「静養室」と、第三百八条中「第四十条」とあるのは「第七十条において準用する省令第四十条」と、第三百十二条中「第四十四条」とあるのは「第七十条において準用する省令第四十四条」と、第三百二十一条中「第五十三条」とあるのは「第七十条において準用する省令第五十三条」と読み替えるものとする。

第七節 就労継続支援A型

（基本方針）

第三百三十八条 就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら施行規則第六条の十第一号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（管理者の資格要件）

第三百三十九条 就労継続支援A型の事業を行う者（以下この節において「就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労継続支援A型事業所」という。）の管理者の資格要件に係る基準は、省令第七十二条に規定する基準の例によることとする。

（規模）

第三百四十条 就労継続支援A型事業所は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

2 就労継続支援A型事業者が第三百四十五条の規定によりその例によることとされる省令第七十八条第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援A型を提供する場合における雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、十を下回ってはならない。

3 就労継続支援A型事業所における雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、九又は当該就労継続支援A型事業所の利用定員に百分の五十を乗じて得た数のいずれか少ない数を超えてはならない。

(設備の基準)

第三百四十一条 就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、静養室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労継続支援A型事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とすること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

五 静養室 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

3 第一項に規定する訓練・作業室は、就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

4 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第一項に規定する設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の配置の基準)

第三百四十二条 就労継続支援A型事業者が就労継続支援A型事業所に置くべき職員の配置の基準は、省令第七十五条に規定する基準の例によることとする。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第三百四十三条 就労継続支援A型事業所に従たる事業所を設置する場合における

特例に係る基準は、省令第七十六条に規定する基準の例によることとする。

(実施主体)

第三百四十四条 実施主体に係る基準は、省令第七十七条に規定する基準の例によることとする。

(雇用契約の締結等)

第三百四十五条 雇用契約の締結等に係る基準は、省令第七十八条に規定する基準の例によることとする。

(就労)

第三百四十六条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

(賃金及び工賃)

第三百四十七条 賃金及び工賃に係る基準は、省令第八十条に規定する基準の例によることとする。

(実習の実施)

第三百四十八条 就労継続支援A型事業者は、利用者が第三百五十二条において準用する第二百八十五条の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第三百四十九条 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第三百五十条 就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日か

ら六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び職員以外の者の雇用)

第三百五十一条 就労継続支援A型事業者は、利用者及び職員以外の者を就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- 一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数
- 二 利用定員が二十人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれか多い数
- 三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

第三百五十二条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条まで、第三百二条、第三百四条、第三百九条、第三百十三条から第三百七条まで及び第三百二十一条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「第二百八十五条第一項」とあるのは「第三百五十二条において準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百五十二条において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百五十二条において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第二百八十六条中「前条」とあるのは「第三百五十二条において準用する前条」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第八十五条省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第八十五条省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第八十五条省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第八十五条省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第八十五条省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第八十五条省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第八十五条省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第八十五条省令第三十二条」と、第三百二十一条中「第五十三条」とあるのは「第八十五条省令第三十二条」と読み替えるものとする。

第八節 就労継続支援B型

(基本方針)

第三百五十三条 就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会

生活を営むことができるよう、施行規則第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(工賃の支払等)

第三百五十四条 工賃の支払等に係る基準は、省令第八十七条に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第三百五十五条 第二百七十六条、第二百七十七条、第二百八十一条から第二百八十七条まで、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条まで、第三百二条、第三百四条、第三百五条、第三百九条、第三百十一条、第三百十三条から第三百七条まで、第三百二十一条、第三百三十九条、第三百四十一条から第三百四十三条まで及び第三百四十八条から第三百五十条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第一号中「第二百八十五条第一項」とあるのは「第三百五十五条において準用する第二百八十五条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する省令第三十二条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百五十五条において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百五十五条において準用する次条第一項」と、第二百八十五条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第二百八十六条中「前条」とあるのは「第三百五十五条において準用する前条」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第二十九条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第三十二条」と、第三百二十一条中「第五十三条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第五十三条」と、第三百三十九条中「第七十二条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第七十二条」と、第三百四十二条中「第七十五条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第七十五条」と、第三百四十三条中「第七十六条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第七十六条」と、第三百四十八条第一項中「第三百五十二条」とあるのは「第三百五十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と

読み替えるものとする。

第九節 多機能型に関する特例

(規模に関する特例)

第三百五十六条 多機能型による生活介護事業所（以下この条において「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（第一号及び第四項において「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（第二号及び第四項において「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（第一号において「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（第三号において「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所（第三号及び第四項において「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下この節において「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下この項において「指定通所支援基準」という。）第四条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（次項及び第三項において「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が二十人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

- 一 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。） 六人以上
- 二 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 六人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が十人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が六人以上とする。
- 三 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 十人以上

2

前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第三百五条の規定

にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

3 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児（児童福祉法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。）につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第三百五条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

4 振興山村その他の地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、第一項中「二十人」とあるのは「十人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労継続支援B型事業所に限る。以下この項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、一人以上とすることができる。

（職員の数等の特例）
第三百五十七条 多機能型事業所の職員の員数等の特例に係る基準は、省令第九十条に規定する基準の例によることとする。

（設備の特例）
第三百五十八条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

第六章 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準

（定義）

第三百五十九条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法、施行令、施行規則及び障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十五号。以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

（基本方針）

第三百六十条 地域活動支援センターは、利用者（地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下この章において同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者又は障害児の保護者（以下この章において「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 地域活動支援センターは、利用者の安全を確保するため、事故の防止に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営規程）

第三百六十一条 地域活動支援センターは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員

四 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類及びその額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 その他運営に関する重要事項

（非常災害対策）

第三百六十二条 地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならぬ。

2 地域活動支援センターは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 地域活動支援センターは、利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時に必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第三百六十三条 地域活動支援センターは、利用者に対しサービスを提供した際は、

当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第三百六十四条 地域活動支援センターは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 前条に規定するサービスの提供の記録

二 第三百七十五条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 省令第十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第三百六十五条 地域活動支援センターは、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第三百六十六条 地域活動支援センターは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域活動支援センターの効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

一 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所

二 便所

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備及び備品等を備えること。

二 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員の配置の基準)

第三百六十七条 地域活動支援センターの職員の配置の基準は、省令第九条に規定する基準の例によることとする。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第三百六十八条 地域活動支援センターに従たる事業所を設置する場合における特例に係る基準は、省令第九条の二に規定する基準の例によることとする。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第三百六十九条 地域活動支援センターが利用者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(生産活動)

第三百七十条 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならぬ。

(工賃の支払)

第三百七十一条 工賃の支払に係る基準は、省令第十二条に規定する基準の例によることとする。

(定員の遵守)

第三百七十二条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第三百七十三条 地域活動支援センターは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第三百七十四条 秘密保持等に係る基準は、省令第十五条に規定する基準の例によることとする。

(苦情解決)

第三百七十五条 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容

等を記録しなければならない。

3 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 地域活動支援センターは、県又は市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を県又は市町村に報告しなければならない。

5 地域活動支援センターは、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第三百七十六条 事故発生時の対応に係る基準は、省令第十七条に規定する基準の例によることとする。

第七章 福祉ホームの設備及び運営に関する基準

(定義)

第三百七十七条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法、施行令、施行規則及び障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十六号。以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

(基本方針)

第三百七十八条 福祉ホームは、利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。以下この章において同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 福祉ホームは、利用者の安全を確保するため、事故の防止に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

(構造設備)

第三百七十九条 福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 福祉ホームの建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての福祉ホームの建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(運営規程)

第三百八十条 福祉ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第三百八十一条 福祉ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関

への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に利用者に周知しなければならない。

2 福祉ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 福祉ホームは、利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第三百八十二条 福祉ホームは、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第三百八十三条 福祉ホームは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 前条に規定するサービスの提供の記録

二 第三百九十一条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 省令第十六条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第三百八十四条 福祉ホームは、五人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第三百八十五条 福祉ホームの設備の基準は、省令第九条に規定する基準の例によることとする。

(職員の配置の基準)

第三百八十六条 福祉ホームの職員の配置の基準は、省令第十条に規定する基準の例によることとする。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第三百八十七条 福祉ホームが利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用

者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(定員の遵守)

第三百八十八条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第三百八十九条 福祉ホームは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第三百九十条 秘密保持等に係る基準は、省令第十四条に規定する基準の例によることとする。

(苦情解決)

第三百九十一条 福祉ホームは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 福祉ホームは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 福祉ホームは、県又は市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を県又は市町村に報告しなければならない。

5 福祉ホームは、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第三百九十二条 事故発生時の対応に係る基準は、省令第十六条に規定する基準の例によることとする。

第八章 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

第一節 総則

(定義)

第三百九十三条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法、施行令、施行規則及び障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

(障害者支援施設の一般原則)

第三百九十四条 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第四百十条第一項において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならぬ。

2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、利用者の安全を確保するため、事故の防止に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 設備及び運営に関する基準

(構造設備)

第三百九十五条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 障害者支援施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(施設長の資格要件)

第三百九十六条 障害者支援施設の施設長の資格要件に係る基準は、省令第五条に規定する基準の例によることとする。

(運営規程)

第三百九十七条 障害者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 障害者支援施設の目的及び運営の方針
- 二 提供する施設障害福祉サービスの種類
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
- 五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- 六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- 七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たつての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十三 その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第三百九十八条 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備)

第三百九十九条 障害者支援施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に

掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しななければならない。

- 一 第四百十条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画
- 二 省令第三十九条第二項に規定する身体拘束等の記録
- 三 第四百三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 四 省令第四十三条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第四百条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

- 一 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援B型 二十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師の養成施設として認定されている障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあつては、十人以上）
- 二 施設入所支援 三十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十人以上）

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める数としなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十二人以上）でなければならないものとする。

- 一 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 六人以上
- 二 就労継続支援B型 十人以上
- 三 施設入所支援 三十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十人以上）

(設備の基準)

第四百一条 障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、静養室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の

効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 障害者支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

ロ **一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とする**こと。

ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 省令第十条第二項第二号ハに掲げる基準を満たしていること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ヘ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ト ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

七 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

八 廊下幅

イ 一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

九 静養室 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

3 障害者支援施設が生活介護又は自立訓練（機能訓練）を行う場合の設備の基準は、前項に規定するほか、治療に必要な機械器具等を備えている医務室を有することとする。

4 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の養成施設として認定されている障害者支援施設が就労移行支援を行う場合は、第二項の規定のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有することとする。

5 第一項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

6 第一項に規定する静養室及び第三項に規定する医務室については、それぞれに必要な設備及び機械器具等を備えることができる場合は、兼用することができる。

（職員の配置の基準）

第四百二条 障害者支援施設の職員の配置の基準は、省令第十一条に規定する基準の例によることとする。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数）

第四百三条 障害者支援施設が複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数に係る基準は、省令第十二条に規定する基準の例によることとする。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第四百四条 障害者支援施設に従たる事業所を設置する場合における特例に係る基準は、省令第十二条の二に規定する基準の例によることとする。

（サービス提供困難時の対応）

第四百五条 障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療

所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

(心身の状況等の把握)

第四百六条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

第四百七条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(障害者支援施設が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第四百八条 障害者支援施設が、施設障害福祉サービスを提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第四百九条 障害者支援施設は、次条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 障害者支援施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第四百十条 障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者(省令第十一条第二号イ(3)の厚生労働大臣が定める者をいう。以下この条及び次条において同じ。)

に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下この条において「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより

行わなければならない。

- 一 定期的に利用者面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第四百十一条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができるかと認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
- 三 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談等)

第四百十二条 障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が、当該障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他のサービス事業所（法第三十六条第一項に規定するサービス事業所をいう。）等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

(介護)

第四百十三条 介護に係る基準は、省令第二十一条に規定する基準の例によることとする。

(訓練)

第四百十四条 訓練に係る基準は、省令第二十二条に規定する基準の例によることとする。

(生産活動)

第四百十五条 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

2 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備じんの設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払等)

第四百十六条 工賃の支払等に係る基準は、省令第二十四条に規定する基準の例によることとする。

(実習の実施)

第四百十七条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならぬ。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、前二項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第四百十八条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第四百十九条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続

しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(就職状況の報告)

- 第四百二十条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

(食事)

- 第四百二十一条 障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

- 2 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

- 3 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

- 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第四百二十二条 障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

- 3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

- 第四百二十三条 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年二回以上定期に健康診断を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第四百二十四条 職員は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第四百二十五条 施設入所支援利用者の入院期間中の取扱いに係る基準は、省令第三十三条に規定する基準の例によることとする。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第四百二十六条 障害者支援施設は、省令第三十三条の二の厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

二 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

四 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

(施設長の責務)

第四百二十七条 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第四百二十八条 障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の職員によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 障害者支援施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第四百二十九条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第四百三十条 障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要な機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 障害者支援施設は、障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第四百三十一条 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第四百三十二条 身体拘束等の禁止に係る基準は、省令第三十九条に規定する基準の例によることとする。

(秘密保持等)

第四百三十三条 秘密保持等に係る基準は、省令第四十条に規定する基準の例によることとする。

(苦情解決)

第四百三十四条 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第四百三十五条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第四百三十六条 事故発生時の対応に係る基準は、省令第四十三条に規定する基準の例によることとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条第四項、第七十二条第三項（第九十五条、第一百十条、第四百十一条、第四百九条、第五百九条、第七百七十二条、第八十五条、第九十条及び第二百一条において準用する場合を含む。）、第八十三条（第四百五条及び第六十七条において準用する場合を含む。）、第一百五十五条、第七十六条（第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百十二条第四項、第二百十七条、第二百五十七条第三項、第二百七十一条第四項、第二百七十六条第三項（第三百八条、第三百二十三条、第三百二十八条、第三百三十七条、第三百五十二条及び第三百五十五条において準用する場合を含む。）、第三百六条（第三百二十三条及び第三百三十七条において準用する場合を含む。）、第三百二十六条、第三百四十一条（第三百五十五条において準用する場合を含む。）、第三百六十条第五項、第三百六十一条第三項、第三百七十八条第五項、第三百八十一条第三項、第三百九十四条第四項、第三百九十八条第三項及び第四百一条並びに附則第五条から第七条までの規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 次に掲げる法に基づく命令（以下この条及び次条において「基準省令」という。）の本則に規定する条例で定めるに当たつての基準であつて、基準省令の制定又は改正に伴う経過措置（条例を定めるに当たつての基準とされるものを含む。以下この条において「基準省令経過措置」という。）の適用を受けるもの（以下この条において「特例基準」という。）に基づき、この条例に定めるべき基準として特例基準と同一の内容を本則に規定した場合における必要な経過措置は、基準省令経過措置の例による。

一 施行規則

二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

三 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

四 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準

五 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準

六 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準

七 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

第三条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後、法及び基準省令その他の法に基づく命令（以下この条において「基準省令等」という。）の規定に従い、条例で定めることとされた基準であつて、この条例に定めのないものが生じたときは、この条例に所要の改正が行われるまでの間は、基準省令等に規定する基準の例による。

第四条 施行日から附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日までの間における次の各号に掲げる設備に関する基準については、当該各号に定める規定に規定する基準とする。

一 指定生活介護事業所の設備 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（次号から第六号までにおいて「省令」という。）第八十一条

二 指定自立訓練（機能訓練）事業所の設備 省令第一百五十八条において準用する省令第八十一条

三 指定自立訓練（生活訓練）事業所の設備 省令第六十六条

四 指定就労移行支援事業所の設備 省令第七十九条において準用する省令第八十一条

五 指定就労継続支援A型事業所の設備 省令第八十八条

六 指定就労継続支援B型事業所の設備 省令第二百条において準用する省令第八十八条

七 指定障害者支援施設等の設備 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第六条

八 生活介護事業所の設備 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（次号から第十三号までにおいて「省令」という。）

第三十八条

九 自立訓練（機能訓練）事業所の設備 省令第五十五条において準用する省令第三十八条

十 自立訓練（生活訓練）事業所の設備 省令第五十八条

十一 就労移行支援事業所の設備 省令第七十条において準用する省令第三十八

条

十二 就労継続支援 A 型事業所の設備 省令第七十四条

十三 就労継続支援 B 型の事業を行う者が当該事業を行う事業所（附則第六条において「就労継続支援 B 型事業所」という。）の設備 省令第八十八条において準用する省令第七十四条

十四 障害者支援施設の設備 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第十条

第五条 一部施行日において現に存する次の表の第一欄に掲げる事業所の設備については、当該事業所が増築され、又は改築される等建物の構造を変更するまでの間は、同表の第二欄に掲げる規定中「、静養室、医務室及び多目的室」とあるのは「及び多目的室」と、同表の第三欄に掲げる規定中「一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とする」とあるのは「訓練又は作業に支障がない広さを有する」とし、同表の第四欄に掲げる規定は適用しない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
指定生活介護事業所の設備	第八十三条第一項	第八十三条第二項第一号イ	第八十三条第二項第五号及び第六号並びに第四項
指定自立訓練（機能訓練）事業所の設備	第四百四十五条において準用する第八十三条第一項	第四百四十五条において準用する第八十三条第二項第一号イ	第四百四十五条において準用する第八十三条第二項第五号及び第六号並びに第四項
生活介護事業所の設備	第三百六条第一項	第三百六条第二項第一号イ	第三百六条第二項第五号及び第六号並びに第四項
自立訓練（機能訓練）事業所の設備	第三百二十三條において準用する第三百六条第一項	第三百二十三條において準用する第三百六条第二項第一号イ	第三百二十三條において準用する第三百六条第二項第五号及び第六号並びに第四項

第六条 一部施行日において現に存する次の表の第一欄に掲げる事業所の設備については、当該事業所が増築され、又は改築される等建物の構造を変更するまでの間は、同表の第二欄に掲げる規定中「、静養室及び多目的室」とあるのは「及び多目的室」と、同表の第三欄に掲げる規定中「一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とする」とあるのは「訓練又は作業に支障が

ない広さを有する」とし、同表の第四欄に掲げる規定は適用しない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
指定自立訓練 (生活訓練) 事業所の設備	第百五十五条第 一項	第百五十五条第二 項第一号イ	第百五十五条第二 項第五号
指定就労移行 支援事業所の 設備	第百六十七条に おいて準用する 第八十三条第一 項	第百六十七条にお いて準用する第八 十三条第二項第一 号イ	第百六十七条にお いて準用する第八 十三条第二項第五 号
指定就労継続 支援A型事業 所の設備	第百七十六条第 一項	第百七十六条第二 項第一号イ	第百七十六条第二 項第五号
指定就労継続 支援B型事業 所の設備	第百八十八条に おいて準用する 第百七十六条第 一項	第百八十八条にお いて準用する第百 七十六条第二項第 一号イ	第百八十八条にお いて準用する第百 七十六条第二項第 五号
自立訓練(生 活訓練)事業 所の設備	第三百二十六条 第一項	第三百二十六条第 二項第一号イ	第三百二十六条第 二項第五号
就労移行支援 事業所の設備	第三百三十七条 において準用す る第三百六条第 一項	第三百三十七条に おいて準用する第 三百六条第二項第 一号イ	第三百三十七条に おいて準用する第 三百六条第二項第 五号
就労継続支援 A型事業所の 設備	第三百四十一条 第一項	第三百四十一条第 二項第一号イ	第三百四十一条第 二項第五号
就労継続支援 B型事業所の 設備	第三百五十五条 において準用す る第三百四十一 条第一項	第三百五十五条に おいて準用する第 三百四十一条第二 項第一号イ	第三百五十五条に おいて準用する第 三百四十一条第二 項第五号

第七条 一部施行日において現に存する次の表の第一欄に掲げる施設の設備について

ては、当該施設が増築され、又は改築される等建物の構造を変更するまでの間は、同表の第二欄に掲げる規定中「、静養室及び多目的室」とあるのは「及び多目的室」と、同表の第三欄に掲げる規定中「一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とする」とあるのは「訓練又は作業に支障がない広さを有する」とし、同表の第四欄に掲げる規定は適用しない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
指定障害者支援施設等の設備	第二百七十七条第一項	第二百七十七条第二項第一号ロ	第二百七十七条第二項第九号、第三項及び第六項
障害者支援施設の設備	第四百一条第一項	第四百一条第二項第一号ロ	第四百一条第二項第九号、第三項及び第六項